

○新型コロナウイルス感染症(COVID-19)ニュース 第24号 2020.5.19○

国内の新規新型コロナウイルス感染者の数は減少し、仙台でも新規感染者ゼロの日が続いております。医療体制も新規の対策は少なくなり、やや落ち着きを取り戻しつつあるように見えますが、このチャンスに第2波への対策を講じておくことが必要と思われます。仙台市医師会としても診療所と病院、コールセンターや帰国者・接触者相談センター(保健所)が連携して適切な医療が提供できるようシステム作りなどの準備を進めております。

確認 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版」について(2020.5.19)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版」が作成されました。3月に公表された第1版に比べ、第2版では重症度分類とマネジメント等の新しい項目が加わり、ページ数も2倍以上になり、最新の知見が掲載されています。診療に役立ちますので、是非お読みください。全文は下記リンクでご参照ください。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/000631552.pdf>(手引き)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631551.pdf>(改訂ポイント)

確認 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&Aについて(2020.5.13)

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱い」について、4月14日付で通知されており、このたびは主な質問と回答を取りまとめたものを日本医師会宛に周知依頼がありました。抜粋いたします。

- Q1. 時限的・特例的な取扱いは**新型コロナウイルス感染症の感染が収束するまでの間**とされているが、具体的にはどのような状態を収束と呼ぶのか。
- A1. 収束の定義については、今後議論が必要であるが、事務連絡による時限的・特例的な取扱いの趣旨を踏まえると、**院内感染のリスクが低減され、患者が安心して医療機関の外来を受診できる頃**が想定される。
- Q2. 感染が収束するまでの間に行う**全ての診療**について、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の適用が除外されるのか。
- A2. 今回の対応は、時限的・特例的な対応であるため、原則、**既に指針に基づくオンライン診療を行っている患者**に対しては、**指針の内容を遵守**し、診療を行うこと。
- Q3. どのような通信環境において実施すべきか。
- A3. 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を参考にして、**情報セキュリティやプライバシーに配慮**すること。
- Q4. なぜ**麻薬や向精神薬は処方できない**のか。
- A4. **濫用等のおそれ**があること、患者のなりすましや虚偽の申告による**濫用・転売の防止が困難**であることを考慮。
- Q5. 初診時、診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合、なぜ**処方日数は7日間を上限**とされているのか。
- A5. 診断に必要な情報が十分に得られないことが多いと予想されるため、処方医による**一定の診察頻度を確保して患者の観察を十分にを行う必要がある**ため。

- Q6. 「初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない」場合とは具体的にどのような場合か。
- A6. できるだけ**早期の処置や服薬が必要**であると医師が判断した場合、診断にあたって**検査が必須**となる場合等。また、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であるかの判断は、**個別具体的に医師の責任の下**で行われるものである。
- Q9. 本人確認は事務連絡における内容で対応しきれぬのか。また**医師のなりすまし**が横行するのではないのか。
- A9. 視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う。医師については**顔写真付きの身分証明書**により本人確認を行い、また**医師の資格を有していること**を証明すること。
- Q11. 電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関として公表されている医療機関以外は事務連絡に基づく診療を実施できないのか。
- A11. 国民・患者のアクセスを確保する観点から、実施機関を取りまとめて公表している。これ以外において電話や情報通信機器を用いた診療を実施する際は**速やかに報告**をすること。厚生労働省では、報告に基づき**今後の検証**を行う予定。
- Q12. 自由診療の場合、都道府県に対する実施状況の報告は行わなくても良いのか。
- A12. 実施状況の**報告は、自由診療についても行う**こと。
- Q13. **領収証及び明細書の交付**は、どのように行う必要があるか。
- A13. 保険医療機関においては、**領収証及び明細書を無償で交付する義務**があるため、後日、ファクシミリ、電子メール又は郵送等により**領収証及び明細書を無償で送付する必要がある**。自由診療においても上記に準じて対応すること。

更新 国内新型コロナウイルス感染症の現状(2020.5.19)

国内17,106人(国内発生:16,394人、クルーズ船:712人、回復退院12,537人)

宮城県内:88人、仙台市内:65人(21日間新規発症ゼロ)

※厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年5月19日版参考)」

再掲 仙台市医師会へのご意見

仙台市医師会では会員の皆さまからのご意見に耳を傾け、ご質問等には可能な限りニュース等でお答えしたいと考えております。ご意見・ご質問等はFAX、メールでお願いいたします。

FAX:022-267-5193

メール:sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp

編集長 (医政広報部長、福壽岳雄) **からのひとこと**

経済活動も再開されつつありますが、今後第2波に備える必要があり、さらにインフルエンザ等の発熱疾患の時期に重なることで混乱が予想されます。今のうちに十分な備えをしておくことが重要と思われま

医療機関に疑い例の方が来院された時は管轄の保健福祉センター管理課(帰国者・接触者相談センター)へ相談の上、対応してください。

○医療機関からの相談先

- ・青葉区保健福祉センター(管理課) 225-7211
- ・宮城野区保健福祉センター(管理課) 291-2111
- ・若林区保健福祉センター(管理課) 282-1111
- ・太白区保健福祉センター(管理課) 247-1111
- ・泉区保健福祉センター(管理課) 372-3111

(参考)一般市民の方の相談窓口

- 帰国者・接触者相談センター(コールセンター) 211-3883 (24時間)
- 日本語のわからない方の対応は・宮城県国際化協会
275-3796 (上記コールセンターとの通訳)
- 聴覚障害のある方など電話が困難な方 FAX:211-3192
- 厚生労働省コールセンター 0120-565653(フリーダイヤル) (9時から21時)

各種情報サイト

仙台市ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設ページ」

<https://www.city.sendai.jp/kikikanri/kinkyu/corona2020/index.html>

厚生労働省ホームページ

「新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

「新型コロナウイルスに関するQ&A」(一般の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

「新型コロナウイルスに関するQ&A」(医療機関・検査機関の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版

<https://www.mhlw.go.jp/content/000631552.pdf>

首相官邸「新型コロナウイルス感染症に備えて」

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

日本医師会「新型コロナウイルス感染症」

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html

ポスター ・一般的な感染症対策について <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

・手洗いについて <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

・咳エチケットについて <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

新型コロナウイルス感染症 市民向け感染予防ハンドブック 第2.2版

監修:賀来満夫先生(東北医科薬科大学 医学部 感染症学教室 特任教授)

<http://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/info/information/2326/>

日本環境感染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第3版)

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf

日本プライマリ・ケア連合学会「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療所・病院のプライマリ・ケア
初期診療の手引き」 Ver2.0 <https://www.pc-covid19.jp/files/guidance/guidance-2-0.pdf>